

埼玉大学オープンアクセス方針

令和6年10月17日
教育研究評議会承認

(趣旨)

- 1 埼玉大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する役員及び教職員（以下「教職員」という。）によって作成された教育研究成果（以下「成果物」という。）を学内外に無償で公開することにより、人類が抱える世界的諸課題に学術成果を還元し、もって国際社会に貢献するため、オープンアクセスに関する方針を以下のとおり定める。

(成果物公開の権限)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員の成果物で、出版社、学協会、大学等が発行した学術雑誌に掲載されたものを、埼玉大学学術情報リポジトリ SUCRA（以下「リポジトリ」という。）、または、その他当該成果物の著者が選択する方法によって公開する。
ただし、成果物の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリでの成果物の公開が不適切であるとの申し出が教職員よりあった場合若しくは教職員からの申し出の有無にかかわらず本学が公開不適切と判断した場合、本学は当該成果物を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された成果物や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した成果物については、本方針は適用されない。

(電子データ提出とリポジトリへの登録)

- 5 教職員がリポジトリで成果物を公開する場合、出版者等によりリポジトリ登録が許諾されている適切な版を、共著者の同意を得た上で、可能な限りすみやかに本学に無償で提供する。リポジトリへの登録・公開、公開後の取扱等、リポジトリに関する事項は、「埼玉大学学術情報リポジトリ（SUCRA）運用指針」に基づき取り扱う。

(本学の責務)

- 6 本学は、国の定める方針により即時オープンアクセス義務化対象となる成果物の即時オープンアクセスを実施するための環境としてリポジトリを整備・運用するとともに、リポジトリによる即時公開が困難な場合における即時オープンアクセス実現について研究者を支援する責務を要する。

(その他)

7 本方針に定めるもののほか、本学におけるオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(実施日)

8 本方針は令和6年10月17日から実施する。